九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

川村純義と三菱の新入炭鉱取得

西尾，典子
九州大学 ： 特別研究者

宮地，英敏
九州大学 ： 准教授

https://doi.org/10.15017/4475425

出版情報：エネルギー史研究 ： 石炭を中心として. 36, pp.31-58, 2021-03-25. 九州大学附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【論説】川村純義と三菱の新入炭鉱取得

西尾典子
宮地英敏

一、はじめに

現在の福岡県直方市にかつて存在した新入炭鉱は、三菱を支えた最も重要な炭鉱の一つであったことで知られる。[1] 一九一七（大正六）年に、三菱合資会社のコンツェルン化にともなって、三菱鉱業株式会社が設立される。それまでの所有炭鉱の出炭量の累計と、一九二六（大正一五）年までの累計、一九四五（昭和二〇）年までの累計を示した【表1】を、まずは確認しておこう。

三菱鉱業株式会社が設立された時点で、それまでの累計出炭量が最も多かったのが、新入炭鉱であったことがわかる。明治期の三菱を支えた最大の炭鉱は、トーマス・グラバーや後藤象二郎のエピソードでよく知られた高島炭鉱や、[2] 戦後の三菱鉱業をささえた北海道の炭鉱群ではなく、筑豊地方の新入炭鉱であった。

その後は、同じ筑豊地方の鯰田炭鉱などの出炭量増加や、美唄炭鉱をはじめとする北海道での炭鉱開発の進展によって比率を下げていくが、それでも大正末年の時点で累計出炭量としては、新入炭鉱がまだ首位を維持していた。昭和戦前期においても一定の出炭量を維持しており、三菱を代表する大炭鉱でありつづけていく。

このように三菱を代表する新入炭鉱は、一八八九（明治二二）年に買収されたものである。その経緯については、社史などですでに明らかなように、三野村利助の上新入坑区（上新入村）と、川村純義の植木（下新入坑区と植木坑区）・中山両坑区を、それぞれ買収したものである。このうち、川村純義から三菱の岩崎弥之助への譲渡は、一八八九（明治二二）年三月一〇日付で行われている。[3]

しかしながら、この一八八九（明治二二）年三月一〇日という日付は、選定鉱区に関する研究史を踏まえると、非常に奇妙であると言わざるを得ない。福岡県筑豊地方の炭鉱については、一八八五（明治一八）年一一月に「福岡県下一帯ニ人民ノ増借区出願ヲ差止」ることとされ、一八

【表１】三菱が所有する炭鉱の出炭量累計

（単位＝千トン）

	新入	鯰田	方城	上山田	高島	端島	相知	芳谷	美唄	大夕張	その他	合 計
1917	8,842	7,071	4,506	1,881	6,063	2,993	3,733	3,437	811	185	32	39,554
	22.4%	17.9%	11.4%	4.8%	15.3%	7.6%	9.4%	8.7%	2.1%	0.5%	0.1%	100.0%
1926	12,846	11,684	8,414	3,854	7,358	4,407	7,446	3,437	6,252	979	3,308	69,983
	18.4%	16.7%	12.0%	5.5%	10.5%	6.3%	10.6%	4.9%	8.9%	1.4%	4.7%	100.0%
1945	21,335	24,941	17,248	11,362	12,107	9,708	9,716	3,437	27,769	10,332	18,654	166,609
	12.8%	15.0%	10.4%	6.8%	7.3%	5.8%	5.8%	2.1%	16.7%	6.2%	11.2%	100.0%

出典）三菱鉱業セメント会社編（1976）資料59頁。
注）各炭鉱の比率は四捨五入によって算出しているため、合計は100％とはならない。

八八（明治二一）年一月には、そのうち三八ヶ村が海軍予備炭田に編入されたことはよく知られている。[4] しかしそれは同時に、この三八ヶ村以外の炭鉱については、民間による開発へと再び道が開かれたことを意味していた。それとともに、選定鉱区として坑区の大規模化を実現した点でも特筆されている。[5]

しかしながらこの選定鉱区のうち、一八八八（明治二一）年中に選定されたものは二五坑区であり、残りの九坑区の選定は一八八九（明治二二）年のことであった。そしてこのうちの川村純義に関わる植木・中山両坑区は、後者に属していた。[6] 東定宣昌の研究によると、両坑区のうち植木坑区は、一八八八（明治二一）年時点では出願が競合していた「競願」の状態であったという。[7]

川村純義の植木・中山両坑区の選定は一八八九（明治二二）年のことであった。[8] 詳細については本稿中で明らかにするが、より正確に述べるならば一八八九（明治二二）年七月のことであった。これは何を意味するのであろうか。一八八九（明治二二）年三月に川村純義から三菱へと譲渡契約が結ばれた坑区であるが、実際には川村純義は同年七月にしか権利を手に入れていない。つまり、川村純義は自分が選定鉱区を取得することが確定する前に、すでに三菱へと譲渡契約を結んでしまっているのである。

鉱山王有制から転換した鉱業条例の制定は一八九〇（明治二三）年九月のことであり、[9] それに先んじて先願主義を導入した日本坑法の改正も同年七月のことであった。[10] つまり本稿で扱うことになる、川村純義による選定鉱区の取得も、川村純義から三菱への選定鉱区の譲渡も、すべて日本坑法による鉱山王有制のもとで行われている。この点も踏まえつつ、本稿では三菱の鉱山部門を支えることとなった新入炭鉱が、どのような経緯で三菱へと売却されることになったのかという点について、川村純義に焦点を当てつつ考察をしていくこととしたい。

本章である「一、はじめに」につづいて、「二、川村還書にみる海軍内の炭鉱開発会社構想」では海軍における新入炭鉱エリアへの注目をとりあげる。ここで取り上げる資料は、防衛研究所の「川村還書」に含まれていたものである。すでに海軍卿を退いた後の川村純義の手元に、同資料が残されていたことが重要な論点の一つとなる。「三、川村純義の経歴と宮中顧問官」では、海軍内の構想を受けて、独自に新入炭鉱各坑に触手を伸ばした川村純義について、海軍卿から宮中顧問官へ転じた経歴などに着目しながら紹介する。「四、川村純義による選定鉱区への触手」および「五、地元との折衝の難航」は、主に『三菱社誌』所収の資料を利用しながら、川村純義が各坑を取得しようとしていた動向を確認していく。そして「六、枢密顧問官への就任に伴う川村純義の変節」では、単なる宮中顧問官という閑職にあった川村純義が、枢密顧問官に任ぜられ

て意欲を新たにした様子を、『松方正義関係文書』などを利用しつつ明らかにしていく。「七、三菱への譲渡」は、再び『三菱社誌』を主に利用しつつ、川村純義から三菱へと選定鉱区の所有権が譲渡されていく様子について分析する。以上を踏まえたうえで「八、おわりに」では、明治期の三菱の鉱業部門の中核となった新入炭鉱が、川村純義から三菱へと譲渡された歴史的意義を述べてまとめとしたい。

本稿は共著論文であり、第二・四・五・七章および第八章を西尾典子が、第一・三・六章を宮地英敏が担当した。

二、川村還書にみる海軍内の炭鉱開発会社構想

防衛省防衛研究所に所蔵されている資料の中に、〝川村還書〟というタイトルが付せられた資料群がある。これらの資料をまとめた複数の簿冊には、『川村伯爵より還納書類』という説明的な題名が付けられている。このことは、海軍卿を務めた川村純義が、これらの資料を一定の期間個人的に保有し、のちに海軍へと返却した書類であることを示している。

ここでは、これらの資料が、公的な海軍の書類であったにもかかわらず、川村純義によって一定期間私的に保有されていたという事実を強調し、一旦脇に置いておくこととしよう。

さて、この川村純義から海軍省に返還された書類の中には、海軍炭田に関わる資料が存在する。ここでは主に、次に説明する川村還書中に存在する二つの資料に基づいて、海軍省内で一八八六（明治一九）年に提起されていた炭鉱開発プロジェクトについて概観しておこう。

この資料のうち一つは、「海軍省に奉呈する福岡県煤田報告書（以下、「福岡県煤田報告書」と略述する）」という資料である。[11] この資料を所蔵する防衛省防衛研究所の登録では、この報告書の作成者名と作成年月日が欠落している。しかし、この資料を目視確認したところ、書類には作成者の署名と作成年月日が書かれている。そのため、この資料はジョン・ストダルトという人物によって、一八八六（明治一九）年五月五日に作成された報告書であることがわかる。

もう一つの資料についても、少し補足説明が必要となる。「福岡県煤田報告書」には、附属して作成された「福岡県煤田報告附属無煙炭報告書（以下、「附属報告書」と略述する）」という資料がある。[12] この資料もまた、ジョン・ストダルトという人物によって作成されたもので、その作成年月日は、所蔵する防衛研究所の登録によると一八一六年とされている。

しかし、この資料の文末には、「福岡県煤田報告書」と同様に、「千八百八十六年五月五日　ジョン、ストダルト」と記されている。ここから、この資料の作成年月日も、一八八六（明治一九）年五月五日であったことが確認できる。これらの資料に基づき、さっそく海軍の炭鉱開発計画の内容について確認していこう。

海軍省では、良質な石炭の安定的な供給源確保を目指し、日本国内の炭層が存在するエリアに対し、予てより調査を行っていた。北部九州地域を含む九州地方も、当然調査の対象とされており、複数回の調査が実施されていた。[13]

ここで、海軍ではどのような石炭が良質なものとして定義され、欲されていたのかについて言及しておこう。結論からいうと当該期の海軍は、大きく分けて無煙炭と、いわゆる強粘結炭の二種類の石炭を日本国内で確保することを目指していた。[14]

このうち、まずは無煙炭について説明しておこう。無煙炭（anthracite）とは、石炭の中でも最も石炭化度の高い種類のもので、着火は遅いが火力は高く、また不純物の含有が少ないため、燃える際に煤煙や匂いがほとんど出ない特徴を有するものを指す。[15] この煙が出ないという特性は、隠密性に優れていたことから、海軍では戦闘時の艦船の燃料として必要とされたのであった。[16] そのため、海軍内では日本国内における無煙炭供給地の調査に注力していた。

次に、いわゆる強粘結炭と呼ばれる石炭についてである。この種の石炭は、石炭を炭化度で分類した場合、無煙炭と褐炭の中間に分類され、瀝青炭と呼ばれるものである。瀝青炭は代表的な石炭であり、英名で「bituminous coal」と呼ばれ、その文字が示すとおりビチューメンを含有する石炭を指す。[17] この内、炭化度が高いものを高度瀝青炭と呼ぶ。海軍は前出の無煙炭に加え、この瀝青炭についても安定的な国内供給を望んでいたのであった。

一八八六（明治一九）年、海軍が九州地方における炭層を調査した結果、無煙炭と瀝青炭の両方が同一の炭脈の中に埋蔵されていることが確認された。これらの内、無煙炭については、福岡県と肥後地方の南部や、天草地域で採掘されている石炭の中に、その存在が確認された。しかし、これらの無煙炭は品質や出炭量ともに問題があり、海軍の艦船用にも適さないものであるとの判断が下された。[18]

詳細を述べておくと、福岡で出炭した無煙炭は断層によって炭脈が破綻ないしは崩落し、かつ地面に露出した部分からのみ、その存在が確認されたものであった。これらは、瀝青炭の炭脈の一部が露出して、長年風雨や日光に曝されたことにより生じた、いわゆる風化無煙炭と呼ばれる種類の石炭であった。[19] そのため、安定的な供給量の確保が難しいだけではなく、無煙炭といっても、含有される炭化水素量が少なく、火力も保証されたものではないとの判断が下された。

続いて、天草において出炭した無煙炭もまた、瀝青炭の炭脈の一部から生じたものであった。かつ、この無煙炭が採掘できる面積も矮小であり、その品質も硫黄分を多く含むものであったため、「到底軍艦の用に供すべからず」との評価が下された。

このように、九州地方において出炭された無煙炭は、いずれの土地のものについても海軍の軍艦用に適さないとされたのであった。そのため、海軍省では同地における無煙炭の確保については、実現できないことが確認された。

しかし、これらの無煙炭と炭脈を同一にする瀝青炭の評価については、調査の結果が異なることとなった。天草地方で出炭した瀝青炭については、同地で出炭した無煙炭と同様の炭脈から生じたものであるため、「硫黄の量多分にして到底軍艦の用に供すべからず」と評され、海軍用には不向きであることが確認された。[20] 一方で、福岡県から出炭した瀝青炭については、その品質が極めて良質である可能性が高いことが指摘された。[21]

そのため、福岡県内全体にわたる石炭、中でも瀝青炭に関する炭脈の詳細な調査がなされた。[22] この調査は、「炭線相連なる処の全地方を緻密に調査」するといった大掛かりなものであった。[23] その結果、福岡県には、「正しく（中略）開発」すれば、良質で廉価な瀝青炭を出炭する「数多の大煤田」が存在することが判明した。[24]

加えて、これら瀝青炭の品質が、「海軍省御用」である唐津炭とほぼ同等であり、硬度も高く船載に適しており、「火力及ひ煙分煙色とも」に海

軍向きのものであることも確認された[25]。このため、九州地方の中でも特に、福岡県の炭脈から瀝青炭を供給することが企図され、そのための調査が敢行された。

この調査の結果、同地方の石炭供給能力の高さが認められたため、海軍省内において福岡県に大規模な炭鉱を築き、開発を進めるとともに、その炭鉱を経営するという計画が俄かに誕生したのであった。そのため海軍省では、今度は福岡県の更に細かい土地に焦点を当て、瀝青炭を多く含有する炭層の立錐調査を進める計画が練られ、大炭鉱を開発する具体的な候補地名が列挙され選考準備が開始された。

当初、この大炭鉱を築く有力な候補地として、小倉の地名が挙がっていた。同地が候補地となったのは、港湾が整備され、船舶によって石炭を積み出すのに便利な立地であるためであった。しかし調査の結果、同地の石炭は品質が悪く、新たに炭鉱を開発するには不向きであるとの指摘を受けた。そのため、利便性が高い小倉は、候補地から外されることとなった。

候補地として名前が挙げられながらも、小倉に次いで嘉麻郡と田川郡も、この大炭鉱構想の候補地の選考から除外された。これらの土地の炭層から出炭する石炭の品質は、「極めて良質」とされたが、それらが採取できる面積が少なく、大炭鉱を開発するには費用対効果が見込めないと判断されたためであった[26]。

最終的に、鞍手郡と糟屋郡が、大炭鉱の候補地として有力視された[27]。この二つの地域は、瀝青炭の質や埋蔵量、炭層の形状や面積についてのみならず、立地などの利便性などを鑑みても、大炭鉱を開発するために最適であると判断された。これにより、鞍手郡の植木村と新入村の二ヶ村ならびに、博多の背部に立地する糟屋郡の長者原近郊とが、大炭鉱開発の有力な候補地として浮上したのであった。

加えて、これらの地域は、前出の嘉麻郡や田川郡からの距離もそう遠くないため、これらの地に大炭鉱を築いた後に、嘉麻郡や田川郡の石炭についても副次的に開発する方法について模索された。この炭鉱開発事業と並行して、石炭を輸送する鉄道網や港湾の整備についても議論された。

一体なぜ、海軍省は福岡県の炭田に触手を伸ばし、同地における大規模な炭鉱開発事業を行うことを企図したのであろうか。海軍側の見解を確認していくと、次のようなことが分かる。

第一に、福岡県に点在していた既存の炭鉱は、従来取り入れられてきた採掘手法や、坑道の管理方法などに問題があると見做されていたことが関係していた。当該期において、いくつかを除く福岡県の炭鉱の多くでは、「露出採炭堀場」において石炭を採取していた。これは、「地面に露れたる炭層の端より堀入」って石炭を集め、人力による排水が不可能になった時点で、その坑ごと廃棄するといったものであり、福岡県の炭鉱においてはこのやり方が主流であった。この地面を掘って露出炭を採掘し続けた結果、地面から地下へ流れ込んだ水量は、膨大になった。そして、言うまでもなくこの採炭方式は、時代遅れで非合理的な方法であった。

また、この方法をとっていない比較的先進的な炭鉱においても、残柱式採掘法（以下、残柱法と略述する）の一部だけを取り入れた、技術的に未熟で不完全な石炭の採掘が行われていた[28]。通常の場合、残柱法は「room & pillar」と呼称される採掘方法であるが、この福岡県の事業者が行ったやり方は、「pillar & steal」直訳すると「剥がして、盗る」と表現されるようなやり方であった[29]。

具体的にみていくと、この方式による採炭は、地下の浅い所に作った小さな坑道内において、石炭を敢えて取りきらずに残して天蓋を支える細い柱状とし、その周囲を適当に手掘りするというものであった。この方法で採れる石炭の大きさは矮小となり、大きな塊や炭層すべての石炭を採炭できず、結果的に炭層を損壊することとなっていた。この採炭方法も、石炭の取り残しが多い非効率的な方法であり、当該期の世界的な採炭技術水準に鑑みると、この時すでに時代遅れなものとなり果てていた。

続いて、福岡県の炭鉱では、「無識なる農民及貧困なる投機鉱山師の飢腹を盛たすが為に全地方鉱産の富を消耗」している状態にあると、その現状が分析された[30]。地下の炭層の無計画な乱掘が問題視されたのである。この点については、採掘しやすい地面に近い地点から無作為に坑を拡げて鉱脈を乱喰いしている状況であり、加えてそれらの坑からの浸水被害についても、深刻であるとの見解が付せられた。そして、これが他の炭層の石炭の品質を落としたり、最悪の場合には残存している石炭の採掘自体に支障を来している原因であるとも分析された。

これらを原因として、福岡の炭鉱は荒廃しており、市場においても「粗悪炭」として位置付けられるにいたっており、得られるはずの利益も損なわれている現状が指摘された。つまり、炭層から取り出された瀝青炭の品質が、その採取方法の稚拙さや、長年炭層を痛め続けた結果劣悪化しており、ポテンシャルの高さを埋没させてしまっていたのであった。

調査の結果、福岡県産の瀝青炭の品質は、技術力の低さや採掘法の更新の遅れから、乱開発状態に陥っており、人の手が入れば入るほどその品質の低下は免れず、人災的な要素により大幅に下げられていたことが発覚したのであった。

海軍では、高品質な瀝青炭の確保を目指し、福岡県の炭鉱が抱えるこれらの諸問題を解決し、炭層の保護や採炭方法の更新を行い、炭質を本来の水準に回復することを企図したのであった。そのため大炭鉱の構築をめぐって、まず残柱法に変えて、当該期の先進国において主流となっていた「ロング・ウォール法」、すなわち長壁式採炭法（以下、長壁法と略述する）と呼ばれる新しい採炭法の導入と定着を計画した[31]。

この採炭法は、福岡の粘度の高い粘土質な地質に存在する炭層から、石炭を層ごと採鉱するのに適したものであった。さらに、これと並行するかたちで坑内への機械導入も行い、採炭作業の機械化を進めようとした。

これらの長壁法や機械による採炭方式は、当時世界一の石炭鉱業国であったイギリスからの技術移転によって達成することが企図されていた。矢内原勝（一九七〇）三六頁によると、当該期の「日本の指導階級は物質面で西ヨーロッパに追いつくことに熱狂的となっ」ており、「自然科学特に技術の習得」を目的として、外国人教師を雇ったり、留学していたことが指摘されている。加えて、西尾典子・宮地英敏（二〇一五）二八頁でも述べたように、当該期の日本海軍は、航海技術や艦艇やそれに搭載する兵器の調達を、世界一の海軍力をも誇っていたイギリスに頼った上で、エネルギーとなる石炭関連のことについても、同国を模倣しようとしていた。

そして、それぞれの技術更新のたびに、イギリスに発注するか、あるいは日本側から技術者や将校を派遣して、イギリスから日本へと技術移転が図られていた。そのため、残柱法を長壁法に改めるといった石炭鉱業の技術更新にあたっても、イギリスを規範とすることに何の違和感も抱かなかったものと考えられる。

加えて、福岡県における炭鉱開発計画が、大規模化した背景には、海軍で使用するための石炭を確保する目的のみではなく、さらに大局的な国際市場を意識した戦略が存在していた。これは、福岡の事業主が行っている未熟な採炭法で、本来有している品質が低下し、そのために値がつかないでいる石炭の価値を回復することで、日本産の石炭の価値を底上げし国際競争力をつけさせるというものであった。

将来的に、中国の炭鉱開発が進められることをも視野に入れ、中国市場においても売れる日本産の石炭を大量に供給し、中国の発展を抑制するといった経済戦を意識した国家戦略と関連するものだったのである。このように、福岡県における大炭鉱構想は、日本国の国防戦略とも連関していた。

福岡地方の炭田開発と経営計画は、単に海軍の軍備に必要となる石炭を確保するだけにとどまるものではなかった。中長期スパンを持った対中国をもにらむ、エネルギーをめぐる国際戦略の一端としても位置付けられるものであったのである。

このような経緯を背景として、鞍手郡の二ヶ村と糟屋郡の長者原近郊の炭鉱開発計画が始められることとなったのであった。そして、この炭鉱開発計画は、炭鉱そのものの開発も大掛かりなものであったが、これに付随して石炭輸送用の鉄道開発と港湾整備計画も伴っており、それらを含めると全体的に広範な分野に及ぶ大規模なものとなった。

海軍内で練られたこの大炭鉱構想は、単に炭鉱の大規模開発を行うという趣旨のものにとどまらなかったのである。鞍手郡の二ヶ村と糟屋郡の長者原における炭鉱開発と並行して、これらの炭鉱から採掘した石炭の輸送網の整備と、それらをストックしておく貯炭場の確保なども計画された。従来、福岡県の石炭は、最終的には港湾に集められ、そこから船荷で輸送されていたのであるが、送炭の方法を全面的に刷新することが企図された。

当該期の福岡県の炭鉱業において、主に筑豊地方を中心として、掘り出された石炭の主たる輸送手段は、船によるものであった。これらの石炭は、まず川ヒラタという小舟に乗せられて川を下り、積出港である若松港まで輸送されていた。若松港で石炭は、川ヒラタから小廻船に荷移しされ、馬関港（現・下関）近くまで海上輸送された。馬関港近郊の沖合には、石炭などの大型の貨物を積出す大型船が停泊していたため、そこまで運ばれたのであった。そして石炭は、沖合で小廻船から大型船へと積み移されたのであった。

海軍では、この石炭の船による輸送方法や、河という輸送網を使うこと、そして海上において船から船へと荷移しされること、加えてそれらにかかるコストの高さも問題視されていた。というのも、河川の水量が時期によって変化するため、均一な石炭輸送能力に欠け、石炭の輸送量が増減することで、輸送コストがかかり、なおかつ不便であると考えられたためであった。そのため、企図された大炭鉱構想の石炭の輸送方法として、河川輸送は不適切であると結論付けられた。

そして、この河川輸送の代替案として、大掛かりな鉄道網の敷設と、港湾の整備計画が用意されたのであった。ここで、この計画を具体的に確認していこう。まず港湾についてであるが、石炭の積出港としては、馬関港（下関港）と海峡を挟んで向かいに位置し、海軍の倉庫が所在する門司港が第一候補地として、次に博多港が第二候補地として選ばれた。

ただしこの博多港とは、現在、博多港と呼ばれているエリアとは立地

が異なっていることに注意したい。海軍が候補としたのは、現在今津港と呼ばれている今宿近郊付近の港湾であった。これらの港が、石炭の積出港に適していると判断されたのは、「貨車より直に石炭を船積」出来ると考えられたためであった。

次に、産炭地と石炭の積出港を結ぶ鉄道の敷設に関して、どのように考えられていたのかについて確認していこう。産炭地と積出港を鉄道でつなぐ計画は、次のようなものであった。

まず、港のある門司から小倉駅までを鉄道で結び、小倉から炭鉱のある鞍手郡植木のルートに鉄道を新設することが計画された。距離に直すと、門司港から小倉駅までは二里（八km）であり、小倉から植木までは六里（二四km）であった。そして、植木から糟屋郡長者原の炭鉱を経由して福岡駅（現・吉塚）まで直通する鉄道網を新設し、新たに積出用の築港が計画された今宿の博多港まで鉄道を延伸させるという構想が打ち立てられた。植木から福岡駅までは、一〇里（四〇km）、福岡から今宿までは三里半（一四km）の距離であった。

なお、博多港の築港が計画された今津湾を望む今宿の立地には、次のような特徴があった。まず、東側つまり福岡側から見た場合、今宿の東手前には姪浜炭田が所在していた。さらに今宿の西側である佐賀方面には、唐津炭田が広がっていた。

これらの条件を鑑みるに、今宿に計画された博多港は、福岡県の西側に所在する炭鉱や、佐賀県の唐津地方に所在する炭鉱にも近在していた。海軍は、北部九州地方の産炭地を鉄道で網羅的につなぎ、門司港や新設する博多港から石炭を船載して積出そうと企図していたのであった。

以上のように福岡県を舞台に構想された大炭鉱計画は、炭層の保護や採炭技術の更新、さらには鉄道や積出港の整備といった事業を含む大規模なものであった。この計画にかかる予算としては、炭鉱そのものの開発と炭鉱用機械の購入費として一五〇万円、港湾の改良費として百万円、鉄道本線の敷設費用として三三〇万円、門司の海軍倉庫への延線費用として二〇万円、合計で六百万円を想定した一大事業であった。海軍は、「免許権力を有する大会社を起し」てこれらの事業に当たり、この企業を監督する権限を保持しようとしていた。

以上のように海軍では、炭鉱自体の大規模な開発にとどまらず、炭鉱から採鉱された石炭の陸上輸送を可能とする鉄道網の敷設や、陸上輸送した石炭を船載して積出すための港湾整備などを含む大会社の経営構想が考案されていた。この計画自体は、日本の対外エネルギー戦略を視野に入れた、技術力も未熟な産炭地の育成計画をも包括した国家的な保護政策であった。

しかし、この計画を仄めかすかたちで、詐欺的とも呼べる手法を用い、海軍ＯＢが私腹を肥やす算段を計画し、それを実行していくこととなる。その経緯については第四章以降で検証することとなるが、それに先立ち次章では、その海軍ＯＢである川村純義について紹介しておくこととしよう。

三、川村純義の経歴と宮中顧問官

第二章でみた海軍省内にあった炭鉱開発会社の構想を、元海軍卿の立場を利用して入手し、その情報を元手に選定鉱区へと触手を伸ばしていくのが川村純義である。彼の当時の立場はどのようなものであったであ

ろうか。本章では、来歴も簡単に紹介をしたうえで、当時の役職である宮中顧問官について検討することで、川村純義の炭鉱開発を分析する上での手掛かりとしたい。

川村純義は、天保七年一一月一一日（西暦一八三六年一二月一八日）に薩摩藩大砲鋳造方の川村与十郎の長男として生まれた。[32] 一八五二（嘉永五）年には一六歳にして薩摩藩中小姓となり、一八五五（安政二）年には薩摩藩から選ばれて長崎海軍伝習所の一期生として学んだ。薩摩藩士の椎原国幹の娘、春子と結婚するが、その叔母は西郷隆盛・従道兄弟の母親にあたる。つまり川村純義と西郷兄弟とは義理の従兄弟の関係であった。戊辰戦争では薩摩藩四番隊（小銃隊）の隊長として活躍している。この功績を引っ提げて、一八六九（明治二）年には兵部大丞に任じられた。これ以後の官歴や階級について【表2】を作成した。一八七〇（明治三）年には兵部大丞兼兵学頭、一八七一（明治四）年には兵部少輔、一八七二（明治五）年には海軍少輔へと官職を上がっている。

【表2】川村純義の主な官職

		官　職	階級など
1869.12	1871. 8	兵部大丞	
1870. 1	1871. 5	兼兵学頭	
1871. 8	1872. 3	兵部少輔	
1872. 3	1874. 8	海軍少輔	
1874. 8			海軍中将
1874. 8	1878. 5	海軍大輔	
1878. 5	1885.12	参議	
1878. 5	1880. 2	兼海軍卿	
1881. 4	1885.12	兼海軍卿	
1885.12	1888. 4	宮中顧問官	
1888. 4			予備役編入
1888. 4	1904. 8	枢密顧問官	
1899.11			後備役編入
1904. 8			没後海軍大将

出典）秦郁彦編（2005）200頁より作成。

征韓論と明治六年政変に際しては、桐野利秋を高く評価していた西郷隆盛に組せず、西郷従道らと行動をともにして明治政府内に残った。翌一八七三（明治七）年には海軍中将兼海軍大輔へと昇進している。一八七七（明治一〇）年の西南戦争では、鹿児島県逆徒征討総督の有栖川宮熾仁親王のもとで山県有朋とともに征討参軍に任じられ、政府軍の勝利に貢献した。翌一八七八（明治一一）年には参議兼海軍卿となり、名実ともに海軍のトップの地位に躍り出ている。一八八〇（明治一三）年には太政官六部制にともなう参議・省卿分離によって参議専任となるが、翌一八八一（明治一四）年には参議兼卿制の復活の流れの中で海軍卿に再就任した。[33] この海軍卿への再就任は、川村純義が最後の海軍卿となったことを意味していた。

一八八五（明治一八）年一二月二二日には内閣制度へと移行することとなり、海軍卿は廃されて海軍大臣が設置されることになる。ところが、最後の海軍卿であった川村純義は、内閣制度下の海軍大臣へと横滑りをできなかったのである。この点を検証するために【表3】を作成した。

従来から指摘されているように、省卿および大臣の顔触れは内閣制度創設の前後で、それほど大きい変化があるわけではない。[34] 外務省の井上馨（長州）、内務省の山県有朋（長州）、大蔵省の松方正義（薩摩）、陸軍省の大

【表3】最後の省卿と最初の大臣との比較

	最後の省卿	最初の大臣
外務省	井上馨	井上馨
内務省	山県有朋	山県有朋
大蔵省	松方正義	松方正義
陸軍省	大山巌	大山巌
海軍省	**川村純義**	西郷従道
司法省	山田顕義	山田顕義
文部省	**大木喬任**	森有礼
農商務省	西郷従道	谷干城
工部省	**佐佐木高行**	－
逓信省	－	榎本武揚
宮内省	伊藤博文	伊藤博文

注1）筆者作成。
注2）太字は大臣に転じなかった省卿。
注3）伊藤博文は内閣総理大臣を兼任。

山巌（薩摩）、司法省の山田顕義（長州）が実質的には留任であり、農商務省から海軍省へと西郷従道（薩摩）がスライドしている。新任は文部省の森有礼（薩摩）、農商務省の谷干城（土佐）、逓信省の榎本武揚（幕臣）の三名のみであった。

しかしながらこの三名の新任に伴って、三名が大臣に就任することができなかった。その中に川村純義は含まれていた。この省卿から大臣への転換に際しては、従来は主に佐々木高行らに焦点が当てられてきた。一八八二（明治一五）年には佐々木高行と大木喬任の両名が、岩倉具視に対して薩長藩閥勢力を政界から排除する必要性を説いたことはよく知られている。[35]それどころか佐々木高行は、伊藤博文に対しても薩長の権力を削ぐべきであることを、直接に伝えるほどの一言居士であった。[36]

内閣制度の創設は、太政官制度の廃止とセットで行われたため、太政大臣であった三条実美は内大臣へ、左大臣であった有栖川宮熾仁親王は参謀本部長に、それぞれ転じていた。[37]それとともに天皇側近で天皇親政を唱える中正党グループであった大木喬任（参議兼文部卿）が元老院議長となり、佐々木高行（参議兼工部卿）が宮中顧問官になっている。これらは従来、内閣における宮中グループの影響力を減退させるためであったと指摘されてきた。[38]つまり、内閣制度の創設に伴って排除された顔ぶれは、天皇に近しい面々であり、薩長藩閥政府が誕生したと位置づけられていくのである。[39]

このような政治状況の中において、従来は注目されていなかったのが川村純義の存在である。旧薩摩藩出身である川村純義が、省卿から大臣への移行の際に外れている点について、これまで特段の説明は加えられてこなかった。最も詳細に説明されているケースにおいても、宮中顧問官へと転じたことが記述されるのみである。[40]

それでは、宮中顧問官とはどのような役職であろうか。佐々木高行の伝記を執筆した津田茂麿は、「此の職（宮中顧問官…引用者）は名のみにして実務を執らない閑職」と位置づけている。[41]一方で原口清は、「一見、政治に関係のない閑職」ではあるものの、外務大臣辞任後の井上馨や枢密院議長辞任後の伊藤博文なども宮中顧問官となっていることから、「政府要路を去る者の休息所的存在であるとともに、政府要人の補給地的存在でもある」と位置づけている。[42]この点を少々掘り進めてみよう。

まず法的には、明治一八年太政官達第六八号により「宮中ニ内大臣宮中顧問官内大臣秘書官ヲ置ク」ことが定められ、宮中顧問官には一五人以内を任じることが可能とされた。そしてその業務については、「帝室ノ典範儀式ニ係ル事件ニ付諮詢ニ奉対シ意見ヲ具上ス」と定められている。[43]法的な位置づけは以上ですべてである。つまり、皇室の典範や儀式について諮詢された際に、意見を述べることができるというのが、宮中顧問官の役職のすべてであった。「夙に聖上の御信認深きゆえ、常に召されては左右に陪侍して御下問に奉答し、常時輔翼の奉仕をなした」佐々木高行は、[44]かなり例外的な存在であった。

次に金銭的な面からみると、その年俸は皇室財産中から支給されるものであり、政府から排除された維新功臣の保護・温存を目的とした名誉を保たせるための措置であったという。[45]発足当初の宮中顧問官の年俸は四、〇〇〇円または三、五〇〇円であった。各大臣の年俸が六、〇〇〇円であったのに対して、三分の二以下へと抑えられた。[46]ちなみに川村純義の退任後には、一八八九（明治二二）年七月に、最高で五、〇〇〇円にまで俸給が増額されており、各大臣との格差が若干は解消されていく。[47]しかしな

がら、一八九一（明治二四）には宮中顧問官の俸給は廃止されることになり、「現任者ニシテ他ノ有給官職ヲ兼任セサル者ハ特ニ退官者ニ準ジテ恩給」が支給されたが、基本的には無給となっていった[48]。

つづいて、【表4】より初期の宮中顧問官たちを確認しておくこととしよう。先述のように、法的には宮中顧問官は一五人まで就任することが可能であったが、一八八五（明治一八）年一二月の宮中顧問官設置時の就任者は、わずか六名であった。川村純義はこの六名に含まれている。この最初の宮中顧問官六名は、内閣制度の創設時に大臣に就任できなかった参議や省卿の経験者たちであり、その大半が枢密院の創設と同時に枢密顧問官となっていく。

翌一八八六（明治一九）年二月に四名が宮中顧問官になっている。彼らは宮中の御用掛を務めていた面々であり、そこからの横滑り的な就任といえよう。ただし、伊地知正治や副島種臣は参議や省卿の経験者でもあり、最初の六名と共通する性格も見出すことができる。彼らもまた枢密院の創設と同時に枢密顧問官となっていく[49]。

これに対して、一八八六（明治一九）年九月に宮中顧問官となった土方久元は一年間に及ぶ欧州出張帰り、一八八七（明治二〇）年七月に宮中顧問官となった品川弥次郎は特命全権ドイツ公使からの離任と、帰国後で適切な役職がなかったための就任であった。また、一八八七（明治二〇）年九月に宮中顧問官となった井上馨は、よく知られているように、条約改正交渉失敗をうけて外務大臣を辞任したための就任であった[50]。この三名は宮中顧問官を辞めたのち、土方久元は条約改正交渉をめぐって閣内で孤立した谷干城の後任の農商務大臣に、品川弥二郎は枢密顧問官をへて第二次松方正義内閣の内務大臣に、井上馨は黒田清隆内閣の農商務

【表4】初期の宮中顧問官

氏　名	出身藩	就　任	退　任	前　職	後　職	備　　考
川村純義	薩摩	1885.12	1888. 4	参議 海軍卿	枢密顧問官	
佐々木高行	土佐	1885.12	1888. 4	参議 工部卿	枢密顧問官	
佐野常民	肥前	1885.12	1888. 4	元老院議長	枢密顧問官	大蔵卿の経験あり
寺島宗則	薩摩	1885.12	1888. 4	宮内省出仕 制度取調局御用掛	枢密顧問官	参議の経験あり 外務卿・文部卿の経験あり
福岡孝弟	土佐	1885.12	1888. 4	参議 参事院議長	枢密顧問官	参議の経験あり 文部卿の経験あり
山尾庸三	長州	1885.12	1898. 1	参事院副議長	依願免官	工部卿の経験あり 法制局長官、臨時建築局総裁などを兼任
伊地知正治	薩摩	1886. 2	1886. 5	宮内省御用掛 一等侍講	死去	参議の経験あり
副島種臣	肥前	1886. 2	1888. 4	宮内省御用掛 一等侍講	枢密顧問官	参議の経験あり 外務卿の経験あり
元田永孚	肥後	1886. 2	1888. 5	皇后宮御用掛 一等侍講	枢密顧問官	
西村茂樹	佐倉	1886. 2	1900. 1	東宮御教育御世話	依願免官	華族女学校長、貴族院議員などを兼任
土方久元	土佐	1886. 9	1887. 7	元老院議官 内閣書記官長 １年間欧州出張	農商務大臣	明宮（後の大正天皇）御用掛を兼任
品川弥次郎	長州	1887. 6	1888. 4	特命全権ドイツ公使	枢密顧問官	
井上馨	長州	1887. 9	1888. 7	外務大臣	農商務大臣	外国人判事任用問題を受けて外相辞任

出典）金井之恭編（1902）68-69頁および秦郁彦編（2002）（2005）より作成。

大臣に転出している。そのような点からみると、この三名は原口清が位置づけた「政府要人の補給地的存在でもある」ようにみえる。しかしながらこのうちの土方久元は、土佐藩出身で一等侍補や宮内小輔を歴任しているように、一八八六（明治一九）年二月に宮中顧問官となった四名に近く、谷干城の後任という特殊事情のために大臣職に就いたに過ぎないとも言えよう。

要するに、川村純義ら最初の六名と、伊地知正治らつづく四名、さらには土方久元を含めた計一一名については、「政府要路を去る者の休息所的存在」として宮中顧問官に就任したと位置づけて良いであろう。ただし特殊事情が発生するような状況次第では、再び大臣職へと返り咲く可能性も持ち合わせていたともいえる。川村純義は、このような立場にあって、第三章でみたように海軍から吸い上げた情報をもとに選定鉱区の経営に乗り出そうとしていたのであった。

四、川村純義による選定鉱区への触手
――一八八七（明治一九）年の約定――

第二章でみたように、海軍は福岡県において炭鉱開発とそれに付随する石炭輸送網である鉄道の敷設や整備、港湾の改良を含む大規模な事業を構想し、この計画を展開することを企図していた。この計画は、大規模なものであり、莫大な予算を投じられるものであることが予想された。この際に注目されたのは、福岡県粕屋郡に立地する長者原と、同県鞍手郡の新入村と植木村であった。

このうち、鞍手郡にも広がる炭田の一部に関して、海軍ＯＢの川村純義が触手を伸ばしていた形跡が、先行研究である『三菱鉱業社史』や畠山秀樹論文などでも、わずかに触れられている。[51] しかし、これらの先行研究は、社史や三菱鉱業の研究であることからもその性格が明白なように、川村純義から譲渡され、三菱所有になった後の出来事に焦点を当てるものである。

そのため、川村純義が取得した経緯については、前史的に扱われているのみで、焦点が当てられておらず、直接論じられていない。この点を解決するため、ここでは先行研究などの著述も踏まえた上で、『三菱社誌』所収の資料を利用しながら、新入炭鉱と川村純義との関係について論じていく。

川村純義が触手を伸ばしたのは、福岡県鞍手郡に所在した幾つかの坑区であった。本章で登場するこれらの坑区は、三菱に買収された後に一括されて「新入炭鉱」と呼ばれるようになったものであるが、その前の時期においては、それぞれ別の呼称がつけられた三つの坑区であった。

そのうちの一つは、新入村の坑区である。新入村には二つの坑区が所在しており、それぞれ上新入坑区、下新入坑区と呼ばれた。[52] 二つ目は植木村にあり、植木坑あるいは植木坑区と呼ばれた。[53] 先行研究を見ていくと、下新入坑区と植木坑区を合わせて、植木坑区と称される場合もあるが、本論文では別個の名義で論述していくこととする。三つ目は、この植木坑区に隣在する中山村の中山坑区であった。[54] 植木坑区と中山坑区は、村境を跨いで同一の炭層でつながっていたため、まとめて植木・中山坑区と併記して称される場合もあった。[55]

これらの内、上新入坑区は海軍の封鎖区域であったが、帆足義方の借区となっており、帆足義方の実弟である斯波義兼が、一八八三（明治一

六）年に開坑工事を行い、経営に着手していた[56]。この坑区は、その後日本石炭会社の三野村利助に譲渡され、一八八八（明治二二）年に日本郵船の近藤廉平に所有権が移り、その後に岩崎彌之助に譲渡されるという変遷を辿った。

川村純義が借区出願を狙い触手を伸ばしたのは、下新入坑区、植木坑区、中山坑区であった。三菱鉱業株式会社（一九六四）によると、川村純義は一八八六（明治一九）年頃に「上・下新入及び植木、中山等四ヶ村に跨る石炭鉱区設定を計画」していた様子がうかがえる[57]。しかし、当該期は小坑の乱掘を抑止する選定鉱区の制度が設けられたことに加え[58]、川村純義が獲得を図った坑区が、帆足義方や三野村利助との激しい競願状態にあったことから[59]、この計画については「簡単に許可」が下りない状況であったという[60]。

では、川村純義が借区出願に向けて坑区を取得するために、どのようなことに着手していたのだろうか。一八八六（明治一九）年、川村純義は自身の代理人として、鹿児島県の士族であった池上次郎太を立て、下新入・植木・中山三ヶ村の地主へと接近し、約定締結に向けた折衝を試みることとなった。池上次郎太は、この約定を取り結ぶために居を移し、筑前国那珂郡春吉村に寄留していた[61]。では、この一八八六（明治一九）年における川村純義の借区出願に向けた現地での動向について、具体的に確認していこう。

まず、下新入村についてである。一八八六（明治一九）年一〇月九日、川村純義は代理人の池上次郎太を通じて[62]、下新入村の地主である青柳家の青柳俊作を筆頭者として、同村の地下にある炭坑に関して約定を取り交わした[63]。この約定は七条からなるもので、国に対して石炭借区の開坑出願を行うために[64]、川村純義サイドと青柳家の間に結ばれたものであった[65]。

これによると、川村純義サイドと同村の地主である青柳家は、双方から一名ずつ代表者を立て連名で、借区の出願を行う契約を結んでいた[66]。当初は、川村純義の代理人である池上次郎太と青柳俊作がそれぞれの代表者として、連名していた[67]。

加えて川村純義サイドは、青柳家に対して借区の連名での出願と引き換えに、下新入村や地上の地主である青柳家、ひいては同村の炭坑労働者や産出される石炭に対して、様々な保護や補償を与えることを、何の根拠もなく勝手に約束していた。

そしてこの契約は、日本坑法を真っ向から否定するものであったことをここで強調しておく。日本坑法では、鉱物の所有権を土地所有権から分離している。要するに、地上とその地下に埋蔵されているものの権利は、分けて考えられていたのである。

では、川村純義サイドが、池上次郎太を通じて青柳家と取り交わしたこの約定の内容を具体的に見ていこう。まず、下新入村の「土地家屋道路堤防橋梁溝川溜池井水等」が、「石炭坑業中坑業の為」破損や汚染などの被害を受けた場合、これを移転したり補修することが保証された[68]。これは、村や地主、家屋などの持ち主に配慮した内容となっていた。

加えて、石炭の掘り出しに必要となる竹材や木材の伐採用の森林に関しても、持ち主と協議の後に買い取ることが約束されていたし、石炭の坑業のために農業によって得られていた収入が減額した場合、これを弁済することも約束されていた[69]。

石炭採掘を行う上で必要となる坑口や、資材置き場、また道路などで必要となる土地は、すべて買い取られることが約束されていた。これら

の用地となる場所に建物がある場合、それらの移転費用も保証された。そしてこの約定のうち、何より特筆すべきは、これら用地として買い取られた土地は、閉山後には旧地主に無償で返還されることが確約されていたことである。[70]

次に、同坑より採鉱された石炭は、一斤に付き五銭が一日の採炭高に応じて上乗せして支払われることも確約されていた。[71]この金銭の支払理由としては、下新入村がこれまでの期間、炭層の保持を行ったことが挙げられた。

これらの約定を結んだ上で、同村の土地や坑区を自分達以外の第三者へ譲渡しないことについても約束されていた。このように川村純義サイドは代理人である池上次郎太を通じて、下新入村の借区出願に向けて、同村の地主たちに多分に配慮した契約を結んでいたのであった。

次に、鞍手郡植木村の場合についてみていこう。植木村との間に結ばれた借区出願をめぐる約定については、一八八六（明治一九）年一〇月二一日に結ばれたものが初出であった。[72]しかし、当該期の約定が現存していないため、実際の内容を確認することはできない。

ただし、池上次郎太が川村純義の代理人として、植木村の地主であった田代耕三郎との間に、借区出願に向けた約定を締結していたことは明白である。この約定の内容は、概ね下新入村で締結されたものと同様であったと推察される。というのも、詳しくは後述するが、一八八七（明治二〇）年に新たな代理人を立てて締結された約定が、下新入村で結ばれたものを土台とする内容であることが確認できるからである。

中山村の約定は、一八八六（明治一九）年一〇月一〇日から一四日の間に、川村純義の代理人である池上次郎太と、同村の代表者である栗田伴蔵らとの間に取交された。[73]この内容は、下新入村と植木村で締結されたものとは、少々異なるものであった。[74]

一〇月一〇日に、栗田伴蔵らから池上次郎太に取交された「第一号締約証」によると、中山村の石炭開坑借区出願は栗田伴蔵名義で行い、許可が下りた際に坑業借区の権利一切を川村純義に譲渡することが約束されていた。[75]つまり、国家への借区の出願は、地元の地権者である栗田伴蔵の名義で行い、許可後にその権利一切を国家に知られることなく、川村純義名義に書き換えることが誓約されたのであった。

加えて、この締約証では坑口や機械据付、または道路や石炭置場などといった場所の選定には、双方で協議することや、同村の坑口から産出される石炭一万斤に付五銭が栗田家へ支払われることなども確約されていた。[76]

さらに、同日に取交された「第二号締約」をみると、同村の字三ツ池という地区の旧借区が開坑中であるため、これを中止させるという約束も、栗田伴蔵から池上次郎太に対してなされた。[77]ここから中山村の借区出願とその後の権利の譲渡に関して、栗田家も積極的であったことが分かる。これらを受けて、一〇月一三日、池上次郎太から栗田伴蔵らに宛て、「約定証」が送られた。これによると、「採炭高一万斤に付金五銭」を支払うことと、それとは別に三ツ池旧借区の件に関し三百万円を支払うことが約束された。[78]

これらのやり取りをベースとして、一〇月一四日付で中山村の栗田伴蔵らと池上次郎太との間に、約定が締結されることとなった。そのために取交された約定証は、全十三条からなるものであった。[79]この約定証では、栗田伴蔵らの名義で借区出願をなし、それが認められた後には、借

区権を川村純義の代理人である池上次郎太へ譲渡することが確約されていた。

そして第一条で、譲渡に際して公債証書千円を保証金として、栗田家へ差入れることが約束された。第六条では、中山村の坑口から採出された石炭について、一万斤に付五銭を支払うことが確約されたのであった。加えて、それ以外の条項は、概ね下新入村で取交された約定と同様の内容で、中山村の村落内の土地の買取りや、農地や家屋、住民への保護や補償、弁済等に関する具体的な事例を盛り込んだものであった[80]。

以上みてきたとおり、借区出願を目指して鞍手郡の坑区に触手を伸ばした川村純義は、明治一九（一八八六）年中に既に、地元との交渉に着手していた。そして、代理人の池上次郎太を福岡県に寄留させ、炭層が地下を走る地元の地主との折衝を行って、次々と約定を結んでいったのであった。

約定は、鞍手郡下新入村の青柳俊作を代表とする青柳家、同郡植木村の田代耕三郎、同郡中山村の栗田伴蔵らを代表とする栗田家の間に結ばれた。これらの約定は、上述したとおり中山村のものにユニークな点が見られたが、契約の各条項をみると三村ともにほぼ同様に、土地の使用や金銭の補助といった点でも、地主や村民に配慮された内容となっていた。これは換言すると、約定の内容は、川村純義側の金銭的な負担が大きいものであったといえる。

以上みてきたように川村純義は、海軍ＯＢであることを最大限に利用し、私的に手に入れた公文書を用いて、事前に良質な石炭が眠る土地と、国家が関与するかたちで行われる大規模な炭鉱開発計画の情報とを得ることに成功していた。そしてこれらをもとに、借区出願を他人の名義で行った後に、その権利を手に入れることを画策していたのであった。

これらにかかる費用は、各村落との交渉を通じて川村純義サイドにおいても莫大な額になることが予想されたが、それでも借区出願を視野に入れた交渉が続けられたのであった。ここから、炭鉱の開発は巨費が投じられるプロジェクトであり、土地を取得しておくことが、その後に莫大な利益を生むことであると、川村純義が考えていたことがうかがえる。

また、国家に借区の出願を行う際の提出書類などに川村純義の名義が一切出ないよう、工夫がなされていたことも看取できる。川村純義は、特に中山村の事例で顕著なように、借区出願が採用された際、権利の一切を借区出願者から自分に移すように約定を結んでいた。このことから分かるように、川村純義は国家、あるいは国家機関の一つである海軍に露見しないように、坑区の取得に向け動いていたことが分かる。

我欲のために省庁内の機密文書を持ち出した上での川村純義の動きは、現代風にいえば国家に対する背任と、インサイダー取引として位置付けられるものであった。このように、通常では得られない情報をもとにして、一見すると有利に進められる状況にあったかのように見える借区出願であった。しかし後述するように、莫大な富を生む地下の炭脈をめぐって、地元の地権者との条件闘争は激化し、川村純義サイドも容易に借区出願へは漕ぎ着けなかったのであった。

五、地元との折衝の難航――一八八七（明治二〇）年の約定――

既に述べてきたとおり、海軍内の機密文書を不正に取得し、事前に海軍炭鉱の候補地として選ばれた優良な炭鉱の情報を得た川村純義は、地

元の地権者である地主たちと一八八六（明治一九）年より、借区出願に向けた交渉を行っていた。しかし、地元地主と川村純義サイドの交渉は、これで無事に決着したわけではなかった。この点については、先行研究である畠山秀樹（一九九二）四四八－四四九頁でも簡単に紹介されているが、本論文では、その実態についてもう少し資料に踏込んで論じることとする。

一八八六（明治一九）年段階で、代理人の池上次郎太と鞍手郡の地元の地権者との間に一応の約定が取交された後も、条件闘争の様相を呈した交渉は続けられることとなった。そのため、翌一八八七（明治二〇）年に入っても、川村純義サイドと地元地主との間で、約定に記載される内容をめぐって交渉が繰り返され、その結果として約定も度々書き換えられることとなった。また、この時期には川村純義の代理人も変更された。代理人の変更や契約条件の変更、追加項目の増加なども加わり、条件や内容の改訂が加えられていった。

本章で鳥瞰していくように、この約定の内容は条件闘争を通じて回数を経るごとに、地元の地権者にとってさらに有利な内容に書きかえられていった。換言すれば、地元地権者との折衝が繰り返されていく中で、川村純義にとっては負担の大きな内容に書きかえられていったのであった。ここで、それらの変化について確認しておこう。

一八八七（明治二〇）年五月一日、植木村との間に締結されていた約定の変更が行われた。書類を見ていくと、川村純義の代理人は池上次郎太に代わり、藤倉五郎兵衛が新たに立てられた[81]。池上次郎太から植木村の地主である田代耕三郎に対して、借区出願に関して取交した約定を藤倉五郎兵衛へ譲渡したことが伝えられ[82]、約定の条件をめぐる折衝は、藤倉五郎兵衛に引き継がれることとなった。

実際の植木村における地元地主との折衝と新たな約定の締結は、この藤倉五郎兵衛がさらに立てた代理人である阪元通文を中心に行われた[83]。この代理人・阪元通文と鞍手郡植木村の「人民総代」である田代耕三郎との間に、石炭借区開坑出願承諾にともなう約定が新たに締結され、植木村の借区出願は、藤倉五郎兵衛が単一名義で行うことも決定された[84]。

ここで植木村をめぐって、藤倉五郎兵衛が田代耕三郎と結んだ約定の内容について、概観しておこう。一八八七（明治二〇）年五月一日に、藤倉五郎兵衛と田代耕三郎との間で結ばれた約定は、十四条に及ぶものであった[85]。

これらの内容の多くが、基本的には既述した下新入村の約定と類似する内容のものであり、坑業による村の土地や建物、あるいは住民、在地で行われている農業などへの保護や補償、旧地主に対する閉坑後の土地の無償返還に関する保証を謳ったものであった。しかし、以下で見ていくように、下新入村と交わした約定よりも、植木村の方が村民に対する配慮や補償が充実し、金銭的な面でもより手厚い契約内容となっていた。これは、第七条、第九条、第十一条、第十四条によって取り決められていた。

具体的には、第七条で挙げられた石炭一万斤につき五銭を支払うといった契約で、額面としては下新入村の契約と同様であったが、植木村の方がより村や住民への保障という側面が強かった。というのも、この植木村の取決めは、炭鉱の廃業後を見越したものであり、土地や住民に「有形無形の事柄に付被害あるも難計」ため、「後年に至る損害料」として代金が支払われることが約束されたためであった[86]。

加えて第十一条によって、この損害料を支払うための前金として、事前に五百円が植木村へ渡されることが決められた[87]。さらに十四条によって、一八八七（明治二〇）年から一八九一（明治二四）年の四年間で、借区が開坑できない場合には、この五百円は償却費として植木村に返済義務が発生しないことも明記されていったのであった。

また金銭的な補償以外については、第八条で、植木村の住環境に関することについても言及された。土地や住民に危害を加えた炭鉱労働者を雇止めにすることや、疾病対策なども村内で申し合わせて行っていくことが確約された[88]。

加えてこれと同時に、下新入村における借区出願が、川村純義の代理人である池上次郎太と青木俊作との共同名義でなされるという条項も変更され、下新入村については青柳健次郎の単一名義で借区出願が行われることとなった[89]。この際、炭脈の都合上、植木村と下新入村は一借区となることも取り決められたのであった[90]。

六、枢密顧問官への就任に伴う川村純義の変節

一八八八（明治二一）年四月に枢密院制度ができあがり、川村純義もその最初の枢密顧問官の一人として採用される。すると、川村純義は大きく行動を変えていくことになったのであった。その一つ目が、第五章で検証したように、地元との折衝が難航したために炭鉱開発の煩雑さを感じるようになり、それを手放すことを考えはじめていたことである。そして第七章で検討することとなるように、まだ権利も入手していない新入炭鉱について、その譲渡先として三菱と交渉がなされていくのであった。第六章と第七章は、同時並行で発生している事象であるが、川村純義の意図を理解するために本章を先に叙述することとする。本章では、川村純義の役職の変化を手がかりにして、炭鉱経営に向かう意欲が変化していく背景を明らかにしていくこととしよう。

川村純義は、新入炭鉱を手放して何を行おうとしていたのであろうか。その点を考える際に重要になってくるのが、川村純義が宮中顧問官から枢密顧問官へと転じたという役職の変化である。結果論から言うならば、川村純義は枢密顧問官となってもまた宮中顧問官と大差ない役割しか果たすことはないのであるが、彼の当初の理解では異なっていたようである。この点について、『松方正義関係文書』の中で年代不詳となっている幾つかの資料等も用いながら、確認していくこととしよう[91]。

一八八九（明治二二）年七月から九月にかけて、川村純義枢密顧問官と樺山資紀海軍次官を軸としながら、松方正義や黒田清隆の間で動きがみられる。その史料的な初見は、一八八九（明治二二）年七月一六日のものだと思われる松方正義宛黒田清隆書簡である[92]。それによると、松方正義や黒田清隆らがそれぞれ下賜していた[93]、鹿児島県下の子弟教育[94]のための中山道鉄道公債と日本郵船株について、川村純義と樺山資紀が「御出金」を持ち掛けてきたことが分かる。しかもそれは、松方正義へと「兼ねて御相談之事」であったという。黒田清隆としては、その「御出金」が利子五年分を全てなのか、そのうちの五分を五年分なのか[95]、という疑問を松方正義に投げかけている。そして前者の利子五年分を全てであるならば「出金は同意難相成旨」を伝えたのであった。

翌一七日には、樺山資紀から松方正義に宛てて書簡が出されている[96]。それによると、過日川村純義から松方正義へと相談していた件について、

川村純義と樺山資紀の二名で黒田清隆のもとを訪ね、承諾の印まで貰ったにもかかわらず、書面にて「不同意之趣」が伝えられて「調印御消印」となってしまったという。これは「意外之至」であり、再び川村純義と樺山資紀の二名で松方正義を訪問したいという内容であった。案件の詳細な内容は既述されていないが、前日の黒田清隆の書簡につづく内容であると思われる。

それから数日経った七月二二日に、川村純義から松方正義へと書簡が出されている[97]。そこでは、「過日来御相談御依頼申上置候條」について、黒田清隆へと話して承諾を採れたか否かの問い合わせをしている。こうして、川村純義と樺山資紀が、松方正義と黒田清隆へと持ち掛けて、資金調達をしようとしていたことが確認できるのである。

それではこの「御出金」を何に用いようとしていたのであろうか。それはさらに一ヶ月半ほど経った後の、一八八九（明治二二）年九月七日付の松方正義宛黒田清隆書簡から確認することができる[98]。そこには、「過半来川村伯、樺山子之相談御承知之通、又閣下よりも御直話も拝承」と書かれていることから、七月以降に話題になっていた「御出金」にまつわる案件であることが分かる。そしてその内容は、折田平内警視総監から入手した「別紙は正シク政社ニ有之」であるとか、「別紙之如キ政社ニ立至候は、誠ニ存外之始末」であるという。ここに唐突に「政社」という用語が登場してくるのである。

ここで、黒田清隆が折田平内から入手した別紙は添付されていないが、なんと同時期の、松方正義宛の折田平内の書簡が存在し[99]、それには別紙が付されている。そしてその別紙は、鹿児島県警の今井兼喜警部長から折田平内警視総監に宛てて、「同志会幹事会ノ模様」について報告をしたものであった。この同志会の詳細は分からないが、黒田清隆をして「政社ニ立至候は、誠に存外之始末」であると言わしめる存在であった。

翻ってみるに、新入炭鉱のビジネスから離れていく一八八九（明治二二）年七月から九月にかけての状況は、川村純義と樺山資紀の両名を中心として、新たな行動を模索するものであった。それは、松方正義や黒田清隆へと資金提供も呼び掛け、郷土鹿児島の人々をも巻き込んだ「政社」を作りあげる動きであった。黒田清隆はまた、「例之郷友会ト混同シテ運動スル事、万々難相成」とも述べている[100]。郷友会とは鹿児島県における吏党系の団体であり、明治一〇年代には地元鹿児島で一定の影響を誇っていた[101]。川村純義と樺山資源らの試みは、その郷友会のようにはいかないであろうと、黒田清隆が推察していたことがわかる。こうして、松方正義も少しばかり乗り気になっていた吏党系の団体を作りたいという川村純義らの政治活動は、黒田清隆の反対によって潰れていくのである。政党に対する松方正義と黒田清隆のスタンスの違いも興味深いが、ここでは枢密顧問官へと転じた川村純義の政治的な野心のみを確認しておくにとどめておく。

七、三菱への譲渡

第五章でみたように、川村純義が借区の出願を目指した坑区では、地元の地主らと条件闘争が続けられ、川村純義サイドはじりじりと譲歩を重ねていくこととなっていた。そのような折、日本政府は一八八八（明治二一）年一月、福岡県下三八ヶ村を海軍予備炭田に編入することを決定した[102]。しかし、川村純義が借区出願を企図した、鞍手郡の下新入村・植

木村・中山村は良好な炭質を誇っていたにも拘らず、これを免れたのであった。

海軍予備炭田の指定を免れたことを受けて、鞍手郡の地権者らは借区出願に関して、更なる条件闘争を川村純義へと突き付け、約定の内容変更と支払額の増額を求めるようになっていった[103]。この間、選定鉱区を目指して川村純義の代理人と地元地権者らの名義で借区の出願が行われたが、これが難航しはじめており、容易に手続きが進まなかった[104]。

このことを受けて、川村純義は「願くは今一往却下不被致候」として、一八八八（明治二一）年七月二十五日に書簡を認めるなどして、当時大蔵大臣であった松方正義、海軍大臣の西郷従道、鉱山局長の伊藤弥次郎などへ根回しともとれる懇願を行ったのであった[105]。この時、川村純義が松方正義に送った書簡をみると、次のようなことがわかる。

松方正義への書簡を認めた時点で、少なくとも川村純義は申請が難航した原因を「妨害者の如斯策に陥り、非理なる却下と被致候」と認識していたようである[106]。そして、政府がその妨害した者の意見を一方的に信じて採用し、鞍手郡三ヶ村の借区出願をめぐって、川村純義サイドが不利になったと分析し、周りにもそう説明していた[107]。また、川村純義の作成した理由書が会議に提出されなかったことも、難航した原因に挙げられた。

この書簡において川村純義は、借区出願は「一身の為に出願候ものにも無之、兼而申上置候通りの出願を貫かすは、亦第二之大興業を進め候儀も難出来相成候而は、為国是又残念に御座候、宜敷御高察程奉願候」と説明していた。自身が裏から糸を引く鞍手郡の各村から行われた借区出願が、天下国家のために行われているものであり、川村純義の私腹を肥やす目的や我欲からのものではないことを強調していたのであった。

加えて、川村純義は借区出願の却下を回避するために、少なくとも松方正義と伊藤弥次郎へ宛てて、借区出願に関する理由書を送っていたことも確認できる[108]。またこの書状で、海軍大臣であった西郷次道へ対しても、「今朝西郷伯へも非理之却下を不致候而、出願理由を以、今一往評義（本文ママ）を希ふ次第に御座候」として、出願を却下しないよう直訴に及ぶことを松方正義に対して匂わせていた[109]。

このように川村純義は、中央において自身の出身母体である薩摩閥の人脈を駆使し、大蔵大臣や海軍大臣に対し、借区出願が通るように躍起になって工作活動を行っていたのであった。一方で、一八八八（明治二一）年に至っても、鞍手郡各村の村民と代理人との間では、条件闘争が繰り返されており、川村純義サイドの負担は徐々に莫大なものに膨れ上がっていたのであった。

一八八八（明治二一）年八月一一日には、藤倉五郎兵衛が交渉を担当していた植木村との間に追加の約定が交わされることとなり、支払われることが約束されていた保証料の価格が、石炭一万斤につき五銭から二倍の十銭に引上げられることとなった[110]。このように条件闘争が行われるたびに、川村純義サイドは地元の地権者への譲歩を続けることとなり、負担する支払額は増大する様相を呈していった。

地権者との条件闘争が激化していく中で、すでに枢密顧問官となった川村純義は、炭鉱経営への興味関心を失っていったようである。そして、それよりも、短期的な資金の獲得を重視し、出願中の借区をも手放すことを画策する様になっていった。

同年九月には、川村純義の代理人として、新たに高田政久という人物が加わった[111]。先行研究でも既に指摘されている通り、この高田政久は三菱

の社員であり、川村純義と三菱の間には遅くともこの頃から坑区譲渡の密約が存在していたようである。[112] 以降、中山村の村民との交渉は高田政久が担当することとなり、栗田伴蔵らとの間に結ばれた約定もまた改訂された。[113]

この時の改訂により、下新入村、植木村、中山村を一借区として借区出願を行うことが決定され、青柳健次郎、藤倉五郎兵衛、栗田伴蔵の連名で借区出願をなすことが正式に決められたのであった。[114] 加えて、借区と認められた後には、栗田伴蔵の名義を川村純義名義に書き換え、権利の一切を譲渡するという密約もこの約定に盛り込まれ、川村純義が坑主となることも明記された。[115] つまり、国への借区出願は地元の地権者の名義で行い、それが成功した際に借区の一部の権利一切が、川村純義のものになることがここで約束されていたのであった。

以上みてきたように、海軍ＯＢであることを利用した川村純義は、一貫して借区出願を他人の名義で行った後に、その権利を手に入れることに腐心していた。そして、この権利を手にするため、川村純義は代理人の高田政久を通じて中山村の栗田伴蔵らへ報酬として、合計で六千円を支払うことも、約定に盛り込み事前に約束したのであった。[116] 前出のとおり、六千円という金額は、大臣の年俸と同額であった。

これらの約定をもとに、国への出願の段階では川村純義が背後にいることを隠匿し、地元の地権者らや自身の代理人である藤倉五郎兵衛たちの名義で、同エリアの借区出願が行われることとなった。

これらの坑区は、周知のとおり三菱へと譲渡されていったものであった。[117] ここでは、再び『三菱社誌』などを主に利用しつつ、川村純義から三菱へと選定鉱区の所有権が譲渡されていく様子について分析していく。分析に当たって、この譲渡契約が借区出願中になされたという事実に焦点を当て、選定鉱区の坑主が未確定の段階で、三菱と川村純義が譲渡契約へ突き進んでいった点について検証していく。

東定宣昌（二〇〇一）一四八頁でも指摘されている通り、出願中の借区には競願相手もおり、川村純義サイドが選定鉱区を確実に入手できるという確証があるわけではなかった。それにもかかわらず、三菱は一八八九（明治二二）年三月一〇日に、「川村純義獲得するところの筑前国鞍手郡中山並に植木石炭選定鉱区に関する権義一切」を譲渡する契約を結んだのであった。[118] この契約により、川村純義が鞍手郡の村民らと結んでいた契約は、全て三菱に引継がれることとなった。

ここで注目しておきたいことは、川村純義が各村民に対して行った金銭の支払い契約も、そのまま三菱へ引継がれたことである。加えて、すでにこの時点で川村純義は約定で取り決めた金銭の不払いなどで、中山村の住民らに提訴されており、それらの支払いをめぐる尻拭いも全て三菱が引き継ぐことになったのであった。[119]

川村純義は、自らが各村民との間に結んだこれら金銭の負担を全て三菱へと押し付けたのであった。さらに、この契約を結ぶ上で、川村純義は三菱側から二万円の金銭を受け取っており、選定鉱区に確定していない土地の権利を三菱に渡すことで、短期的に資金を獲得することにも成功したのであった。

では、この川村純義との契約について、三菱側はどのように認識していたのであろうか。三菱側の記録を確認しておくと、三菱鉱業セメント株式会社編（一九七六）七三頁に、「川村純義（伯爵，元海軍卿）が海軍予備炭田における80万余坪の選定鉱区に関する一切の権利を，明治22年

3月10日岩崎彌之助に譲渡した」と記述されている。

川村純義が権利を保有していた土地は、海軍予備炭田ではなく、そして譲渡した時点では選定鉱区にも決定していなかった。そのため、この内容は事実誤認なのであるが、少なくとも三菱側は、川村純義から海軍予備炭田に指定されている選定鉱区を譲渡されたものと認識していたのであった。

川村純義と三菱側の契約が完了した四ヶ月後、一八八九（明治二二）年七月五日から一〇日にかけて、農商務省における審査会において福岡県田川郡・鞍手郡の石炭坑区審査が行われた[120]。借区出願後の結果である選定鉱区の決定については、数多の先行研究で既に検証されてきたとおりである。

当該鉱区の権者は、直方市史編さん委員会編（一九七九）一〇九頁や、今野孝（一九八三）二四頁、ならびに東定宣昌（二〇〇一）一四八頁において、既に明らかにされている通り、植木坑区については川村純義の代理人である藤倉五郎兵衛と地元の地権者である青柳健次郎（鞍手郡下新入村）、栗田伴蔵（鞍手郡中山村）の共同名義で取得されることとなった。加えて中山坑区については栗田伴蔵名義で取得した後、川村純義名義に書き換えられることとなったのであった。

翌年の一八九〇（明治二三）年三月二三日、中山坑区の鉱区権者の名義が、川村純義から岩崎彌之助に書き換えられた[121]。ついで同年八月六日に、植木坑区権者の名義も岩崎弥太郎名義に書き換えられ、これらの鉱区は正式に三菱が権利を有するものになっていったのであった[122]。

八、おわりに

本稿では、三菱における炭鉱部門の中核の一つであり、特に明治期にあっては最も重要な炭鉱であった新入炭鉱について、その各坑の所有権が三菱へと至る過程について分析した。のちに新入炭鉱となっていく区域は、もともと海軍省内における調査で高品質の瀝青炭を産出するとして注目され、門司港から筑豊地域を経て福岡へと至る鉄道計画などを含めた、壮大な開発構想も打ち出されていた。

しかしながら、その開発構想を記した書類は、元海軍卿であり宮中顧問官の職にあった川村純義が、個人的に所有するところとなっていた。省卿制から内閣制度へと転換する過程で、薩長藩閥の中で唯一大臣ポストから漏れ落ちた川村純義は、炭鉱業というビジネスへと触手を伸ばしたのであった。

海軍省内での開発構想では、新入炭鉱区域と、後に海軍炭鉱となる新原炭鉱から近い長者原が着目されていたのであるが、川村純義はそのうちの新入炭鉱区域に焦点を絞り、地上の地権者との交渉によって炭鉱区の所有を画策した。鉱山王有制の下では地上の地権者との関係は法的には重要でないのであるが、川村純義も地上の地権者たちも、双方共にそのような意識は持ち合わせていなかったようである[123]。

海軍省では、海軍炭田の指定にあたり、長者原近辺の新原炭鉱や筑豊各地の炭鉱を占守していくことになるが、開発構想で最も有力な地域であるとされた新入炭鉱区域は、理由は不明であるが指定から外されていた。こうして、川村純義が触手を伸ばした炭鉱経営は上手くいくかに見えたのである。

ところが、海軍炭鉱の指定を外れ、選定鉱区として民間に払い下げられることが明確になると、新入炭鉱地域の地上の地権者たちは、川村純義に対して条件を釣り上げる交渉へと入っていった。繰り返すが、鉱山王有制の下では、地上の地権者の権利は法的には重要ではなかった。しかし、そのような法制度にはまったく関心が払われなかったのであった。

このように新入炭鉱区域の選定鉱区の獲得が難航する一方で、川村純義は枢密顧問官制度の創設に伴って、宮中顧問官から枢密顧問官へと転じていった。川村純義はこれを受けて、資金捻出に奔走することとなり、黒田清隆らが難色を示すほどに政治的な党派の形成に欲をかくようになっていたのであった。そしてそれは、宮中顧問官の際に触手を伸ばしていた炭鉱経営への、興味関心を失っていくことと軌を一にしていた。

川村純義は選定鉱区の指定を受ける前から、所有権を獲得しているかのように見せかけて、三菱へと譲渡交渉をはじめた。地上の地権者たちへの契約や、曖昧な契約のために発生していた訴訟なども含めて、三菱へとすべて譲渡することになるのである。勿論、川村純義は新入炭鉱各坑の譲渡にあたって、多額の金銭も受け取った上でのことであった。

以上のような本稿における実証を踏まえて、新入炭鉱各坑の川村純義から三菱への譲渡を、川村純義および薩派と、三菱の立場からそれぞれ整理することにより、まとめとすることとしよう。

川村純義は、宮中顧問官から枢密顧問官へと転じたことによって、再び政治的な活動ができるようになるのではと期待したのであろう。新入炭鉱の放棄と、政治的な活動への欲求とで、どちらが先であったのかを判断するのは難しい。しかしながら結果として、川村純義は炭鉱開発も政治活動も、ともに失敗したのであった。

これは薩派全体から見れば、自分たちが中心を占めていた海軍が目を付けた超優良炭鉱が、政党政治を目指す大隈重信らに近しい三菱へと売り渡されたことを意味した。このため、川村純義は薩派内において政治的に台頭する芽が潰えたのであった。

省卿を経験した多くの面々がさらに活躍をしていく明治期にあって、薩摩出身でかつその中でも要職を歴任した西郷従道の縁者であり、松方正義らとも近しい関係性にありながら、川村純義は枢密顧問官から他へと転じることはなかった[124]。この後、川村純義は、一九〇四（明治三七）年に海軍中将のまま死去し、死去後にかろうじて海軍大将に昇進した[125]。

次に、三菱の立場から川村純義との一連の契約を結んでいった経緯を振り返ると、次のような企業体質を垣間見ることができる。この時の契約において、三菱は鉱区の所有をめぐって、知らず知らずのうちにジョン・スタンドルという現在に名前も残っていない御雇外国人技師の調査結果に社運を賭けていた。結果論から言えば、この取引において三菱は、詳しい調査をなすこともなく川村純義の言うがまま、無自覚に丁半博奕に突っ込んでいったのであった。そしてこの時は、たまたま三菱に賽子の目が微笑み、賭けに勝ったといえるのであるが、この事例がその後の三菱の企業体質に何らかの影響を与えたのか否かという問題については、今後の検討課題といえよう。

注

（1）畠山秀樹（一九九二）四四三頁では、三菱合資会社の総利益の四分の三が鉱業部門（金属鉱業・炭礦業の合計）から生み出されていたことが指摘

されている。また表1も参照のこと。

(2) 高島炭鉱については三菱鉱業セメント株式会社編（一九八九）一－三八頁に詳しい。

(3) 三菱鉱業セメント株式会社（一九七六）七三－七四頁。三野村利助の新入鉱区の買収については、隅谷三喜男（一九六八）二三九頁でも言及されている。

(4) 隅谷三喜男（一九六八）一一〇－一一一頁。海軍予備炭田の性格および御徳炭鉱をめぐっては西尾典子・宮地英敏（二〇一五）を参照のこと。

(5) 隅谷三喜男（一九六八）二二九－二三六頁。

(6) 柴村一重編（一九七六）一〇九頁。もとは『日本鉱業会誌』六巻五九号による。

(7) 東定宣昌（二〇〇一）一四八－一四九頁の注一一による。

(8) 農商務省（一八九〇）七七頁。

(9) 西尾典子・宮地英敏（二〇一五）で明らかにしたように、海軍予備炭田については鉱業条例以後も実質的には鉱山王有制として運用されていたのであるが、本稿で扱う選定鉱区については、一八九〇年の日本坑法改正および鉱業条例によって鉱山王有制は否定されている。

(10) 川村善助（一九六〇）一四八頁。

(11) ジョン・ストダルト「福岡県煤田報告書」海軍大臣官房記録『川村伯爵より還納書6 造船、船渠、火薬製造所、炭田調査、共同運輸会社』海軍省－川村還書－M－3－4－4、防衛省防衛研究所所蔵（レファレンスコード：C11081187700）。なお、このジョン・ストダルトという人物については、現在のところ詳細不明であり、追って調査を続ける。

(12) ジョン・ストダルト「附属報告書」海軍大臣官房記録『川村伯爵より還納書6 造船、船渠、火薬製造所、炭田調査、共同運輸会社』海軍省－川村還書－M－3－4－4、防衛省防衛研究所所蔵（レファレンスコード：C11081187800）。

(13) 前掲「福岡県煤田報告書」。

(14) 前掲「附属報告書」。

(15) 岩崎重三（一九二三）二六四－二六七頁。

(16) 「附属報告書」には、「海軍御省に於て軍艦御用の為火力強勢にして良質なる無煙炭」の獲得を目指していた様子が記述されている。

(17) 岩崎重三（一九二三）二五八－二六三頁。

(18) 前掲「附属報告書」。

(19) 同前「附属報告書」。風化無煙炭の特徴については、細川義二郎（一九六七）四二－四八頁が詳しい。

(20) 同前「附属報告書」。

(21) 同前「附属報告書」。

(22) 同前「福岡県煤田報告書」。

(23) 同前「福岡県煤田報告書」。

(24) 同前「福岡県煤田報告書」。

(25) 同前「福岡県煤田報告書」。唐津海軍予備炭田および産出された唐津炭については、東定宣昌（一九九三）八七－九〇頁が詳しい。

(26) 同前「福岡県煤田報告書」。

(27) 同前「福岡県煤田報告書」。

(28) 残柱法については、桑村剛次郎（一九三三）、大山正嗣（二〇〇七）が詳しい。

(29) 前掲「福岡煤田報告書」。

(30) 同前「福岡県煤田報告書」。

(31) 長壁法の採炭方式については、膨大な研究が存在する。中でも、内田鯤五郎（一九一四）一一－二〇頁、吉田実（一九三六）七一－七二頁、荻野喜弘（一九九三）一三九－一四三頁などの論考において、詳しい説明がな

されている。

(32) 川村純義の来歴については、特段の注記がない限りには田村栄太郎（一九四四）による。

(33) 参議兼卿制とその可否や廃止についての議論は赤木須留喜（一九九二）を参照のこと。

(34) 辻清明（一九八一）二九頁。

(35) 津田茂麿（一九二八）五六九－五七〇頁および原口清（一九七六）一五〇頁。

(36) 津田茂麿（一九二八）五六九－五七〇頁。

(37) 右大臣であった岩倉具視は、内閣制度が創設される以前の一八八三（明治一六）年には逝去しており、その後任は置かれていなかった。

(38) 鳥海靖（一九八八）二一六頁。佐々木高行をはじめとして中正党の動きとそれへの反発については、御厨貴（一九八〇）一〇二－一〇三頁および一一九－一二五頁に詳しい。

(39) 辻清明（一九六九）九三頁および一一二－一一四頁。

(40) 許世楷（一九八一）七八頁など。

(41) 津田茂麿（一九二八）六四三頁。

(42) 原口清（一九七六）一五〇－一五一頁。

(43) アジア歴史資料センターRef.A15111005900「内大臣及宮中顧問官ヲ置キ官制ヲ定ム」公文類聚・第十編・明治十八年・第一巻・政体・親政体例～制度雑款、官職・官等総～官等俸給（国立公文書館）。

(44) 津田茂麿（一九二八）六四三頁。

(45) 原口清（一九七六）一五〇－一五一頁。

(46) アジア歴史資料センターRef.A15111089900「内大臣及宮中顧問官ノ年俸ヲ定ム」公文類聚・第十編・明治十九年・第四巻・官職三・官等俸給（国立公文書館）。

(47) アジア歴史資料センターRef.A15111675100「内大臣以下ノ俸給ヲ改定ス」公文類聚・第十三編・明治二十二年・第三巻・官職二・官等俸給・官省廃置衙署附・地方庁廃置（国立公文書館）および、アジア歴史資料センターRef.A15111668300「宮内省官制ヲ改定ス」公文類聚・第十三編・明治二十二年・第二巻・官職一・職制章程（国立公文書館）による。

(48) 『官報』二、五四五号、一八九一年一二月二二日。

(49) 伊地知正治は宮中顧問官の在職中に逝去してしまうが、彼もまた存命であったならば枢密顧問官へと採用された人材であろう。

(50) 井上馨の宮中顧問官就任については許世楷（一九八一）八四－八七頁などを参照のこと。

(51) 畠山秀樹（一九九二）四四六－四五〇頁。

(52) 上新入村に関しては、三菱鉱業株式会社（一九六四）五頁、下新入村に関しては、三菱社史刊行会（一九八〇）一三五頁による。

(53) 三菱鉱業株式会社（一九六四）四頁。

(54) 三菱社史刊行会（一九八〇）一三五頁。

(55) 三菱社史刊行会（一九八〇）一三五頁。

(56) 三菱鉱業株式会社（一九六四）三頁、畠山秀樹（一九九二）四四六－四四八頁。

(57) 三菱鉱業株式会社（一九六四）四頁。

(58) 今野孝（一九八三）一九頁によると、福岡県も政府に先駆けて、筑豊地方における「小坑乱立の弊害を除去して生産・流通の基盤を整備」し、「石炭鉱業の発展をはかる」方針を採っていた。

(59) 東定宣昌（二〇〇一）一四八頁。

(60) 三菱鉱業株式会社（一九六四）四頁。

(61) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四三頁。

(62) 三菱社史刊行会（一九八〇）一三八頁。

(63) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四〇－一四三頁。青柳家からは、後に福岡県議会副議長や衆議院議員を歴任した青柳郁次郎を輩出している。

(64) 吉田文和（一九八一）二〇二頁によると、日本坑法における一五年の年限で国から借りる坑区は、「借区」であり、鉱業条例における年限制限のない坑区である「鉱区」とは、根本的に概念が異なっていた。この点について、隅谷三喜男（一九六八）二三四－二三七頁では、混乱がみられるという。

(65) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四〇頁。

(66) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四六頁。

(67) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四六頁によると、「借区開坑出願人の儀は拙者（池上次郎太…筆者注）上京の都合に依り他人へ委托する事もあるへし尤も確かなる者に限る」として、川村純義側の代理人が変更される可能性が付記された。

(68) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四一頁。示談人を選ぶ委員として、青柳家から青柳俊作、青柳松次郎、青柳衛吉郎の三名が指定されていた。

(69) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四二頁。

(70) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四二頁。

(71) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四一頁。詳しくは後述するが、後にこの上乗せ額は、一斤当り一〇銭に改められた新契約が締結された。

(72) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五三頁。

(73) 東定宣昌（二〇〇一）一五一頁によると、栗田家は幕末の大庄屋で、明治期の時点で「既に父や祖父の代から何らかの形で石炭鉱業に関係していた」と考えられる一族であった。

(74) 三菱社史刊行会（一九八〇）一六〇－一六六頁。

(75) 三菱社史刊行会（一九八〇）一六四頁。この際、川村純義から栗田伴蔵へ「保証金として公債証書千円」が預けられることも、合せて約束された。

(76) 三菱社史刊行会（一九八〇）一六四－一六五頁。

(77) 三菱社史刊行会（一九八〇）一六五頁。

(78) 三菱社史刊行会（一九八〇）一六六頁。

(79) 三菱社史刊行会（一九八〇）一六〇－一六三頁。

(80) 三菱社史刊行会（一九八〇）一六〇－一六三頁によると、川村純義の代理人である池上次郎太は、中山村の地主である栗山家に対し、具体的には次のような契約を結んでいた。まず、第四条では石炭坑業に関して、中山村内の建築物や、土地ならびに河川などに破損や汚染が引き起こされた場合、これらをすべて保証し、宅地等の移転に際しては、その費用をすべて弁済することなどが明記された。第八条では、石炭置場などの用地や工事用の資材として木や竹が必要な際には、持主と相談の上、これ等に関する土地を買取ることが取決められ、第九条によって、これらの土地が閉坑後に無償で旧地主に返却されることが約束された。

(81) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四九頁他。藤倉五郎兵衛は、東京府深川区大和町三番地に居住していた。

(82) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五四頁。

(83) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四九頁他。

(84) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五二－一五三頁。

(85) 三菱社史刊行会（一九八〇）一四九－一五二頁。

(86) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五一頁。

(87) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五一－一五二頁。

(88) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五一頁。

(89) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五三頁。

(90) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五三頁によると、「炭脈之都合も有之植木下新入両村を以て一借区と」なすことが決定し、植木村の出願人を藤倉五郎兵衛に、下新入村の出願人を青柳健治郎に定めて借区出願をすることとなった。

(91) 年代を確定できる一八八九（明治二二）年九月七日付松方正義宛黒田清隆書簡（松方峰雄他編（一九八六）三六〇－三六一頁）に、「過半来川村伯、樺山子之相談御承知之通」という記述がある。松方正義や黒田清隆の周辺で、川村純義と樺山資紀の二人を中心にして取り組んだ事案は、管見の限り本稿で取り上げる時期のものしかない。細かい年代推定は各資料についても参照のこと。

(92) 松方峰雄他編（一九八六）三三八頁、資料番号一一三・三〇。年代不詳の資料である。ただし、資料中に一八八三（明治一六）年一二月の条例に基づいて発行された中山道鉄道公債の名称と、五ヶ年の利子受け取りという記述がみられるために、一八八九（明治二二）年の資料であると推定される。

(93) 川村純義他から渡辺千秋に宛てた作成年不詳の書簡（尚友倶楽部・長井純市編（一九九四）六七－六八頁によると、子弟教育のための共同出資に関しての話し合いについて川村純義・西郷従道・松方正義・仁礼景範・樺山資紀・大迫貞清・高嶋鞆之助・渡辺千秋の名前があるものの、黒田清隆の名前は無い。これは、黒田清隆が後に加入したためであるのか、それとも黒田清隆が開拓史長官等のために会議に参加できない状況であったためなのか、その点については判断できない。

(94) この「鹿児島県下子弟之教育」とは中学造士館のことであると思われる。山田尚二（一九九七）六－九頁によると、造士館とは、もとは薩摩藩の藩校の名称であったが、一八八四（明治一七）年に県立中学が設立される際に鹿児島県立中学造士館として復活をしていた。この県立中学造士館には、その前身の公立鹿児島学校の際に在東京鹿児島出身者たちの寄付金が集められ、さらには中学造士館設立の際の島津珍彦（うずひこ）からの寄付金も投入されていたという。この県立中学造士館は、一八八七（明治二〇）年一二月二〇日という年末近くになって官立の鹿児島高等中学造士館へと改組された。従来、島津珍彦からの寄付金ばかりが強調されているが、実際には本稿で触れているように松方正義や黒田清隆をはじめとする、より多くの寄付者がいたと思われ、今後の研究が俟たれるところである。

(95) 中山道鉄道公債は年利七％であるので、「元本の五％を五年分」を意味しているのか、それとも年利七％の五％分である「元本の〇．三五％を五年分」を意味しているのかは不明である。

(96) 松方峰雄他編（一九八六）四九頁、資料番号七四・一二。年代不詳の資料である。資料中には「松方公閣下」という記述があるが、松方正義が公爵となるのは一九二二（大正一一）年であり、黒田清隆が亡くなる一九〇〇（明治三三）年、川村純義が亡くなる一九〇三（明治三六）年、樺山資紀が亡くなる一九二二（大正一一）年二月よりも後のことである。そのため、『松方正義関係文書』での復刻は読み間違いであり、「松方伯閣下」と読むべきであると思われる。

(97) 松方峰雄他編（一九八六）一五〇頁、資料番号九三・一九。年代不詳の資料である。

(98) 松方峰雄他編（一九八六）三六一頁、資料番号一一三・五七。書簡に年は記入されていないが、九月に折田平内が警視総監を務めていることから、一八八九（明治二二）年の資料であることが確定できる。

(99) 松方峰雄他編（一九八七）一六一頁、資料番号一八三・一。書簡に年は記入されていないが、松方正義が内務大臣であり折田平内が警視総監であるために、一八八九（明治二二）年の書簡であるとされている。

(100) 松方峰雄他編（一九八六）三六一頁、資料番号一一三・五七。

(101) 山田尚二（一九九七）七頁。

(102) 隅谷三喜男（一九六八）一一〇－一一一頁。

(103) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五五頁。

(104) 松方峰雄他編（一九八六）一三八頁。

(105) 松方峰雄他編（一九八六）一三八頁。ここで若干の説明を行っておくと、この時、根回しや懇願を行った相手であった大蔵大臣の松方正義は、川村純義の一年年嵩で、川村純義の出身地と近在する鹿児島の上荒田出身で、海軍大臣の西郷従道に至っては川村純義の従兄弟という関係性であった。

(106) 松方峰雄他編（一九八六）一三八頁。

(107) 松方峰雄他編（一九八六）一三八頁。

(108) 川村純義より松方正義に送られた書簡によると、「昨日差上置候理由書、幷村民共より出願再度之次第に有之、今般委員評議会には、拙者より差出候理由書は、鉱山局長には同会に不被差出事と被察候（松方峰雄編（一九八六）一三八頁）」と記されており、理由書が提出されていたことが確認できる。

(109) 松方峰雄他編（一九八六）一三八頁。

(110) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五五頁。

(111) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五九頁。

(112) 三菱鉱業セメント株式会社編（一九七六）七四頁、畠山秀樹（一九九二）四四九頁。

(113) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五九頁。

(114) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五五頁。

(115) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五五－一五六頁。

(116) 三菱社史刊行会（一九八〇）一五六頁。

(117) 畠山秀樹（一九九二）四四九－四五〇頁。

(118) 三菱社史刊行会（一九八〇）一三五頁。畠山秀樹（一九九二）四四九頁。

(119) 三菱社史刊行会（一九八〇）一七三頁。

(120) 原奎一郎編（一九六五）一四四頁。

(121) 三菱社史刊行会（一九八〇）一七三－一七七頁。

(122) 三菱社史刊行会（一九八〇）一七七－一七九頁。

(123) 日本坑法では、地上の土地所有権と地下の鉱物の所有権を分離し、地下の鉱物に対する鉱山王有制を制度化している。ただし、武田晴人（二〇二〇）九頁にみられるように、実際の法運用では地主の権利を認めるような事態も生じていたという。新入炭鉱各坑と川村純義との契約も、武田晴人のいう事例の一つに当たるといえよう。

(124) ただし、枢密顧問官と兼任で、一九〇一（明治三四）年には迪宮（後の昭和天皇）の、一九〇二（明治三五）年には淳宮（後の秩父宮雍仁親王）の、養育主任に任じられている。

(125) 戦死ではなく病死で死後に海軍大将に昇進したのは、川村純義ただ一人である。

参考文献

赤木須留喜（一九九二）「明治国家における内閣制度と行政制度」『年報行政研究』二七号

今野孝（一九八三）「明治二十年前後における筑豊石炭鉱業」『エネルギー史研究』第一二号

岩崎重三（一九二三）『燃料学』内田老鶴圃

内田鯤五郎（一九一四）『石炭採掘法』博文館

大山雅嗣（二〇〇七）「特集 surface mining & underground mining methods：採鉱技術の動向紹介」石油天然ガス・金属鉱物資源機構『金属資源レポート』第三七巻第一号

川村善助（一九六〇）『鉱業権の研究』勁草書房

金井之恭編（一九〇二）『顕要職務補任録』上巻、成章堂（日本史籍協会編『明治史料顕要職務補任録』（続日本史籍協会叢書第五期）、東京大学出版会、一九八一年にて復刻）

許世楷（一九八一）「初代　第1次伊藤内閣」（林茂・辻清明編『日本内閣史録1』第一法規に所収）
桑村剛次郎（一九三三）「本邦石炭事情」『燃料協会誌』第一二巻第一三三号
柴村一重編（一九七六）『直方市史』補巻、直方市役所
尚友倶楽部・長井純市編（一九九四）『渡辺千秋関係文書』山川出版社
隅谷三喜男（一九六八）『日本石炭産業分析』岩波書店
武田晴人（二〇二〇）「総説　石炭政策の歴史的推移」田川市石炭・歴史博物館編『三井田川鉱業所と地域社会』田川市石炭・歴史博物館
田村栄太郎（一九四四）『川村純義中牟田倉之助伝』日本軍事図書
辻清明（一九六九）『新版日本官僚制の研究』東京大学出版会
辻清明（一九八一）「内閣制度の成立と変遷」（林茂・辻清明編『日本内閣史録1』第一法規、序説に所収）
津田茂麿（一九二八）『明治聖上と臣高行』自笑会
東定宣昌（二〇〇一）「筑豊選定鉱区の鉱区権者」『エネルギー史研究』第一六号
鳥海靖（一九八八）『日本近代史講義』東京大学出版会
西尾典子・宮地英敏（二〇一五）「御徳炭鉱にみる海軍予備炭田の実態」『地球社会統合科学』第二二巻第二号
直方市史編さん委員会編（一九七九）『直方市史』補巻石炭鉱業編　直方市
農商務省編（一八九〇）『農商務省第九回報告』農商務省（明治文献資料刊行会編『明治前期産業発達史資料』別冊第一八第一、明治文献資料刊行会に所収）
秦郁彦編（二〇〇二）『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会
秦郁彦編（二〇〇五）『日本陸海軍総合事典』第二版、東京大学出版会
原奎一郎編（一九六五）『原敬日記』第一巻　福村出版
原口清（一九七六）「明治憲法体制の成立」（朝尾直弘他編『岩波講座日本歴史15近代2』岩波書店）
畠山秀樹（一九九二）「三菱合資会社設立後の新入炭砿」『追手門経済論集』二七巻一号
細川義二郎（一九六七）「風化無煙炭の特性　本邦無煙炭の特性――三・四――」『燃料協会誌』第四六巻第四七七号
松方峰雄他編（一九八六）『松方正義関係文書』第七巻、大東文化大学東洋研究所
松方峰雄他編（一九八七）『松方正義関係文書』第八巻、大東文化大学東洋研究所
御厨貴（一九八〇）『明治国家形成と地方形成』東京大学出版会
三菱鉱業セメント株式会社編（一九七六）『三菱鉱業社史』三菱鉱業セメント株式会社
三菱鉱業セメント株式会社編（一九八九）『高島炭礦史』三菱鉱業セメント株式会社
三菱社誌刊行会編（一九八〇）『三菱社誌』一六　東京大学出版会
矢内原勝（一九七〇）「近代化と国民の行動」矢内原勝編『近代化の条件』第二章　ダイヤモンド社
山田尚二（一九九七）「明治時代における鹿児島県の旧制中学校」『百年誌龍門』鹿児島県立加治木高等学校
吉田文和（一九八一）「鉱区所有と資本」『経済学研究（北海道大学）』第三一巻第二号
吉田実（一九三六）『炭鉱読本』筑豊石炭鉱業会